

2023 年度通常総会議題

日時 2023 年 5 月 28 日 (日)
午前 10 時~11 時
場所 カフェハミングバード

(審議事項)

第 1 号議案 2022 年度事業報告について

第 2 号議案 2022 年度決算について

第 3 号議案 2023 年度事業計画について

第 4 号議案 2023 年度予算について

第 5 号議案 役員の選任について

第1号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ
2022年度事業報告書
2022年4月1日から2023年3月31日

1 事業実施の成果

1 組織、事業活動の適正化に向けた活動

特例認定取得に向けて役員報酬規程、給与規程を整備しました。

2 運営基盤の強化に向けた活動

正会員は横ばい、賛助会員は7名増加しました。(正会員13名、賛助会員22名)当初は特例認定取得と併せて寄付募集に取り組む予定でしたが、認定要件(役員要件)を充足していなかったため、認定取得は当面困難となりました。

3 事業の組織的運営管理に向けた活動

事務局会議を毎月定例開催し、理事長、副理事長、事務局長の合議で会の運営にあたってきました。これにより、事業の円滑な実施に役立っています。会報も年4回のペースで定期発行できました。

4 相談事業

ホームページに会報、学習会報告等を掲載しました。多くの情報が掲載され、便利な機能が盛り込まれています。

事業者からの問い合わせは増えていますが、一般の方からの問い合わせがほとんどありません。

学習会においてなんでも相談会を開催しましたが申し込みには至りませんでした。

5 生活支援事業

計画では月2名の利用会員入会を予定しましたが、利用会員数は21名にとどまっています。(入会16名、退会11名)退会はほとんどが本人死亡によるものです。問い合わせはありますが、従事できるスタッフが少ないためお断りするケースもでてきています。また、下半期となり問い合わせも減っていますので、事業者等への広報活動が必要かもしれません。

6 啓発事業

昨年9月4日(日)に昭和生涯学習センターで第2回高齢者の人権学習会「これからの身元保証を考える」を開催しました。市内の医療介護事業者、NPO、行政等に広く広報し34名の参加がありました。本年2月20日(月)にほっと平針で第3回高齢者の人権学習会「身寄りがない人の準備-遺言、死後事務委任を中心にして-」を開催しました。天白区内の方を中心に地元の方が36名参加がありました。いずれも事前申し込み制としましたが想定以上の参加があり、次につながる内容で好評でした。

7 交流事業

今年度は実施なし。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位:千円)
(1) 高齢者の権利擁護に関する相談事業	市民を対象に、高齢者の権利擁護及び生活全般に関する相談に定めるため、高齢者生活相談所トーチを開設しました。	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 3人	(D) 市民 (E) 多数	10
(2) 高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	支援を要する高齢者を対象に、介護保険など公的サービスの対象とならないところの金銭管理、通院付き添い、買物代行、福祉サービス利用等の支援を行いました。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 3人	(D) 高齢者 (E) 32名	823
(3) 高齢者の権利擁護に関する啓発事業	①9/4昭和生涯学習センター(事業者対象)ア保証人問題の現状と課題(日本福祉大学准教授 林祐介氏)イ身元保証から後見へ(ぶらっとほむ理事長 富田哲生氏) ②2/20ほっと平針(地域対象)身寄りがない人の準備「遺言、死後事務を中心に」(名古屋南部法律事務所平針事務所高森裕司弁護士)	(A) 通年 (B) 市内 (C) 5人	(D) 市民、事業者 (E) 70名	50
(4) 高齢者の権利擁護に関する交流事業	行政、事業者を対象に、高齢者の権利擁護、生活支援の方策に関して、各々の事業のあり方や連携方法などについて情報交換や共催事業を行うものですが、検討のみとし実施できませんでした。			

第2号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

活動計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員入会金	0	
賛助会員入会金	18,000	
利用会員入会金	54,000	
正会員受取会費	39,000	
賛助会員受取会費	48,000	
利用会員受取会費	45,000	204,000
2. 寄附金		
寄附金	100,000	100,000
3. 助成金等		
助成金	0	0
4. 事業収益		
高齢者の権利擁護に関する相談事業	0	
高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	1,047,750	
高齢者の権利擁護に関する啓発事業	0	
高齢者の権利擁護に関する交流事業	0	1,047,750
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		1,351,750
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
外注費	418,000	
謝金	30,000	
印刷製本費	46,232	
会議費	9,792	
旅費交通費	109,684	
通信運搬費	115,964	
賃借料	40,000	
消耗品費	67,908	
広告宣伝費	11,184	
保険料	33,470	
その他経費計	882,234	
事業費計		882,234
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	11,559	
会議費	2,448	
旅費交通費	27,421	
通信運搬費	28,992	
賃借料	10,000	
消耗品費	16,977	
広告宣伝費	2,796	
支払手数料	61,322	
租税公課	2,600	
雑費	23,995	
その他経費計	188,110	
管理費計		188,110
経常費用計		1,070,344
当期正味財産増減額		281,406
前期繰越正味財産額		211,585
次期繰越正味財産額		492,991

(計算書類の注記)

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

2 事業費、管理費区分

共通費の按分方法は、事業活動従事時間と管理活動従事時間の比率により按分しています。

財産目録

2023年3月31日現在

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

単位:円

科目・摘要	金額	
I資産の部		
1流動資産		
現金預金		
現金 現金手許有高	120,762	
当座預金 ゆうちょ銀行天白支店	204,395	
普通預金 名古屋銀行島田支店	153,454	
未収金 (3月分利用料)	74,500	
流動資産合計		553,111
2固定資産		
	0	
固定資産合計		0
資産合計		553,111
II負債の部		
1流動負債		
未払費用(3月分外注費、交通費)	60,120	
流動負債合計		60,120
2固定負債		
	0	
固定負債合計		0
負債合計		60,120
正味財産		492,991

貸借対照表

2023年3月31日現在

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

単位:円

科目・摘要	金額		
I資産の部			
1流動資産			
現金預金	478,611		
未収金	74,500		
流動資産合計		553,111	
2固定資産			
	0		
固定資産合計		0	
資産合計			553,111
II負債の部			
1流動負債			
未払費用	60,120		
流動負債合計		60,120	
2固定負債			
	0		
固定負債合計		0	
負債合計			60,120
III正味財産の部			
前期繰越正味財産		211,585	
当期正味財産増減額		281,406	
正味財産合計			492,991
負債及び正味財産合計			553,111

監査報告書

2023年4月17日

特定非営利活動法人
権利擁護トーチ
理事長 西岡楠也 殿

特定非営利活動法人
権利擁護トーチ

監事 飯田幹雄 

私は、特定非営利活動促進法第18条の規程にもとづき、特定非営利活動法人権利擁護トーチの2022年4月1日から2023年3月31日までの事業年度における理事の業務執行、並びに財産の状況について監査を行った結果、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧、必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、法令及び定款に従い、法人の財産並びに活動の状況を正しく示していることを認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為、または法令もしくは定款に違反するような重大な事実はないことを認める。

第3号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

2023年度事業計画書

2023年4月1日から2024年3月31日

1 事業実施の方針

- 1 組織や事業活動の適正化に取り組むとともに、財務会計業務、金銭管理業務の体制整備に努めます。
- 2 正会員の拡大と併せて、増員を含む役員体制の強化、賛助会員及び寄付の募集などを通じて運営基盤の強化に取り組みます。
- 3 事業の組織的運営管理に向けて、理事会及び事務局会議を定期的で開催します。情報交換の場である会報の充実にも取り組みます。
- 4 相談事業については、ホームページなどで相談所の広報に取り組むとともに、随時「高齢者なんでも相談会」を開催します。
- 5 生活支援事業については、当会のサービスを多くの方に知っていただき、利用していただきたいと思ひます。現行の料金体系の対価性、利便性、透明性を引き続き保持します。健全な高齢者サポート事業の普及という趣旨でサービス提供体制を勘案しながら身元保証にも注力していきたく思ひます。利用会員の増加に向けては、引き続き有償ボランティアで対応し、スタッフ募集の取り組みを強化します。
- 6 啓発事業については、市民、事業者を対象にした学習会を定期的で開催し、権利擁護の課題を市民、事業者の間で共有します。併せて、パンフレット等を通じて権利擁護の活動の意義を広報します。
- 7 交流事業については、将来のネットワークづくりをめざして、行政機関、事業者等を対象にした権利擁護のための交流会を実施します。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) 高齢者の権利擁護に関する相談事業	市民を対象に、高齢者の権利擁護及び生活全般に関する相談に応えるため、高齢者生活相談所トーチを運営します。随時、「高齢者なんでも相談会」を開催します。	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 5人	(D) 市民 (E) 不特定多数	20
(2) 高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	支援を要する高齢者を対象に、介護保険など公的サービスの対象とならないところの金銭管理、通院付き添い、買物代行、福祉サービス利用、身元保証等の支援を行います。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 5人	(D) 高齢者 (E) 30人程度	1240
(3) 高齢者の権利擁護に関する啓発事業	市民及び事業者等を対象に、高齢者の生活支援と権利擁護の推進に向けて、ホームページ、研究会、講座開催等により幅広く啓発活動を行います。併せて、権利擁護の活動をパンフレットなどを通じて広報します。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 5人	(D) 市民、事業者 (E) 不特定多数	100
(4) 高齢者の権利擁護に関する交流事業	行政、事業者等を対象に、高齢者の生活支援、権利擁護の推進に向けて、各々の事業のあり方や連携方法などについて情報交換や共催事業を行います。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 5人	(D) 行政、事業者 (E) 不特定多数	40

第4号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

活動予算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員入会金	15,000	
賛助会員入会金	15,000	
利用会員入会金	72,000	
正会員受取会費	39,000	
賛助会員受取会費	66,000	
利用会員受取会費	63,000	270,000
2. 寄附金		
寄附金	200,000	200,000
3. 助成金等		
助成金	0	0
4. 事業収益		
高齢者の権利擁護に関する相談事業	0	
高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	1,300,000	
高齢者の権利擁護に関する啓発事業	0	
高齢者の権利擁護に関する交流事業	0	1,300,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		1,770,000
II 経常費用		
1. 人件費		
役員報酬	0	
給与	0	
人件費計	0	0
2. その他経費		
外注費	700,000	
謝金	50,000	
印刷製本費	100,000	
会議費	30,000	
旅費交通費	200,000	
通信運搬費	200,000	
賃借料	100,000	
消耗品費	100,000	
広告宣伝費	100,000	
保険料	60,000	
支払手数料	60,000	
租税公課	20,000	
雑費	30,000	
その他経費計	1,750,000	1,750,000
経常費用計		1,750,000
当期正味財産増減額		20,000
前期繰越正味財産額		492,991
次期繰越正味財産額		512,991

第5号議案

役員を選任について（案）

2023.5.28

【理事】（任期 2024 年度通常総会まで）

（新任）

村田吉隆